

- められた者
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者、又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届け出を行っている者
- 3 仕様書及び入札説明書の配布等
- (1) 配布場所、入札に関する問い合わせ先
熊本県総務部管財課施設係(県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-383-1111 内線 3311、3333
- (2) その他
特定規模電気事業者は、仕様書、入札説明書の配布を受けるに当たり、特定規模電気事業者としての届出書の写しを提出し、確認を受けること。
- 4 入札手続き等
- (1) 入札事務を担当する部局の名称
3の(2)に同じ
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 場所
熊本県庁行政棟本館10階1001会議室
イ 日時
平成15年3月20日(木)午前10時
- (3) 入札書の提出方法
4の(2)記載の場所、時間に持参する。
- (4) 郵便による入札書の提出期限
3の(2)記載の住所へ書留郵便により郵送するものとし、平成15年3月19日(水)までに必着のこと。
- 5 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を4の(2)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年間の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付せず、又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約書作成の要否
要
なお、契約の締結期限は、落札決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約保証金は、全額免除する。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機構(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。